

19. 選挙のあらまし

(1) 選挙権と被選挙権

選挙権と被選挙権をまとめると次のようになります。

選挙名	衆議院議員 (小選挙区・ 比例代表)	参議院議員 (選挙区・ 比例代表)	都道府県 知事	都道府県 議会議員	市町村長	市町村 議会議員
選挙権	満20歳以上の者		満20歳以上の者で、その都道府県内の一の市町村に3箇月以上在住する者又はその市町村から同一都道府県内の他の市町村に住所を移した者(ただし、1回の移転に限る)		満20歳以上の者で、その市町村に3箇月以上在住する者	
被選挙権	満25歳以上の者	満30歳以上の者	満30歳以上の者	都道府県議会議員の選挙権を持つ者で満25歳以上の者	満25歳以上の者	市町村議会議員の選挙権を持つ者で満25歳以上の者

(2) 選挙の種類

選挙名	任期	選挙運動期間	摘要
衆議院議員	4年	12日間	
参議院議員	6年	17日間	3年毎に半数改選
都道府県知事	4年	17日間	
都道府県議会議員	4年	9日間	
指定都市の長	4年	14日間	
指定都市の議会議員	4年	9日間	
市長・市議会議員	4年	7日間	
町村長・町村議会議員	4年	5日間	

(3) 選挙人名簿

選挙人名簿は、選挙権を有する者をあらかじめ登録しておき、投票の際これと照合するなど、選挙人の範囲をあらかじめ確定しておくために作成される名簿です。

選挙権を有する者であっても名簿に登録されていないと投票することができませんので、選挙権を有する者は選挙人名簿に自分の名前が登録されているかどうかを確かめておくことが大切です。

☆ 永久選挙人名簿

現在の選挙人名簿は、永久選挙人名簿と呼ばれ、名簿に一度登録されると永久に効力を有し、死亡、国籍喪失又は他の市町村の区域に住所を移し4箇月を経過したときなどの事由がない限り抹消されることはありませんし、その効力を失わないこととされています。

☆ 登録の方法と時期

名簿に登録される選挙人は、年齢満20年以上の日本国民であり、住民票が作成されてから引き続き3箇月以上住民基本台帳に記録されていれば選挙人名簿登録期ごとに自動的に登録されることになります。

登録の時期は、次の3通りです。

- 定 時 登 録 ～ 毎年3月、6月、9月及び12月の1日現在で資格を有する者を2日に登録する。名簿の縦覧は当該月の3日から7日まで選挙管理委員会事務室で行います。
- 選 挙 時 登 録 ～ 選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙が行われる前に登録します。
- 補 正 登 録 ～ 登録資格を有する者で名簿からもれていた場合、その都度追加登録します。

※ 住民基本台帳に載らなければ選挙人名簿には載りません

選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に基づいて行われますので、市外から転入してきた人は必ず転入届の手続きをしましょう。

また、市内で転居した人も忘れず転居届の提出をしてください。なお、市外へ転出する場合も忘れず転出届の手続きをしてください。

(4) 投 票

選挙は、投票によって行われます。投票に際しては他人の干渉に左右されたり、気兼ねすることなく自由な気持ちで投票できるよう投票記載所が準備されます。

誰が、どの候補者に投票したのかについては、まったく判りませんし、開票も全投票所の投票箱が1箇所を集められ、よく混ぜ合わされてから投票の点検をする仕組みとなっていることから、投票にあたっては自分の判断で正々堂々と投票してください。

☆ 期日前投票・不在者投票

投票は、自分が居住する投票区の投票所で行うことが原則ですが、出張や旅行などやむを得ない事情のため、当日不在の人のために事前に選挙管理委員会が指定した場所で投票することができます。

また、指定施設（指定する病院又は老人ホーム等）に入院・入所している場合、その施設で投票することも認められております。

☆ 郵便による不在者投票

身体に一定程度をこえる重度の障害のある選挙人は、自宅等において投票用紙に投票の記載をして、郵送等による方法で投票ができます。この投票には、郵便投票証明書の交付を受ける必要がありますので、一定の障害に該当したときは、早めに選挙管理委員会に相談し必要な手続きをお願いします。

☆ 代理投票・点字投票

手に怪我をした又は目が不自由なために字が書けない等のために代理投票制度があります。

期日前又は当日、投票所でその旨を申し出てくださいことにより、本人に代わって書いてくれます。

また、点字で投票を希望される選挙人には点字器の用意もできますので、お申し出ください。

☆ 投票は正しくはっきり書きましょう

せっかく投票された貴重な一票も、その人の意志がうまく表現されていないために無効になることが少なくありません。

投票用紙には、候補者の氏名を漢字・ひらがな・カタカナでもかまいませんので、はっきりと書きましょう。

※ 無効投票の例

- 所定の用紙を用いないもの
- 候補者でない人の氏名を書いたもの
- 2人以上の候補者の氏名を書いたもの
- どの候補者の氏名かはっきり判らないもの
- 白紙
- 候補者の氏名以外にほかの事を書いたもの
- 単に雑事を書いたもの